

奈良井ダム管理業務特記仕様書

この仕様書は、長野県松本建設事務所長（以下「委託者」という。）が発注する奈良井ダムの管理業務について受託者（以下「受託者」という。）が適正に履行するため、業務に関する仕様を示すものである。

1 委託業務の名称 令和 6 年度 県単河川維持事業に伴うダム管理業務
奈良井 管内一円 管内一円（奈良井ダム）

2 履行期間 契約日の日から
令和 7 年 3 月 31 日 まで

3 業務委託の内容

(1) 業務時間 日 直 8 時 30 分 から 17 時 15 分 まで

(2) 管理棟、設備、備品、書類の保全及び施設の監視

ア 管理棟、管理棟内設備、ダムの屋外設備及びダム本体について、次に記す回数の巡回確認を行う。また、火気その他異常の有無について随時確認する。

日 直 最低 2 回（10:00・15:00）

イ 管理棟内の操作機器およびテレメータ観測装置等の管理用機器について、次に記す回数の巡視確認を行う。

日 直 最低 2 回（8:45・13:00）

ウ その他の管理業務の実施

- ・ 業務時間中に、管理施設の簡易な清掃、屋外トイレ清掃（凍結の恐れがない期間毎日）及び除草（堤頂部及び管理等周辺）等を行う。また、冬期に降雪があり積雪深が 10cm 以上となった場合は、発注者が貸与する除雪機を使用して、管理施設（駐車場及び取水棟通路）の除雪を行う。
- ・ 外来者は、管理棟、ダムの屋外設備及びダムの立入禁止区域へ入れないこと。
- ・ 見学者から立入を求められた場合は堤頂部のみとし観測施設に触れないように、また事故のないように注意して立入の許可をすること。
- ・ 希望者にダムカードの配布をすること。

(3) 外部との連絡及び文書等の収受

ア 業務時間中は、来庁者および電話・ファックスの対応を行い、緊急の用務により、外部から委託者あてに連絡のあった場合は、速やかに監督員に伝達し記録すること。

イ 関係機関から放流量、その他の状況等について問合せがあった場合は、速やかに職

員に連絡し、指示を受けること。

(4) 非常時等の連絡通報

気象、水象、地震等の状況が次に該当するとき、または、機器等に異常が発生したときは、速やかに職員に連絡し指示を受けること。

ア ダム地点、又は流域内の天候状況が急変した場合。

イ ダム水位が急変動した場合。

ウ テレメータ観測による河川水位及び雨量の観測値が急変した場合。

エ ダム周辺の地域で震度4以上を観測した場合、又は、ダムの堤体底部の強震計で最大加速度25gal以上を観測した場合。

オ 操作機器およびテレメータ観測装置等の管理用機器に異常が生じた場合。

カ 発電所内で異常が生じた場合。

キ 中部電力側からの商用電源が停電し、予備発電装置が自動起動しないとき。

ク ダム本体及びゲート等の施設に異常を発見した場合。

ケ ダム周辺で不審物（爆発物等）を発見した場合。

コ ダム湖に変色・異物の流入等の異常があった場合。

サ 濁度に急激な変化があった場合。

シ その他非常事態が発生した場合。

(5) 指示を受けた時の対応

ア 軽微なものを除いて、職員の指示内容について記録すること。

イ 受託者の対応を伴うものについては、職員の指示により対応を行うこと。

また、軽微なものを除いて対応内容について記録すること。

ウ 経過観察を伴うものについては、次の日直者に指示内容の引継ぎを書面にて行うこと。

(6) 業務報告

1日の業務完了時には別添の日直勤務記録簿、清掃・除草・除雪等勤務記録簿、天候記録、濁水状況表、ダム特記事項記入表、降雪状況表、最大加速度表示計動作記録他に所定の事項を記入し、各月または事象の発生した毎に委託者へ提出すること。

4 業務従事者

(1) 受託者は、実際に業務に従事する者について、経歴書を添付した書面で事前に委託者に届け出ること。

(2) 受託者は、実際に業務に従事する者が初めて業務に従事する前に、業務の内容について職員の立会いで研修を受けさせること。なお、必要に応じて職員が説明を行うので、研修は委託者の通常勤務時間内に行うこと。

5 その他

- (1) 常時駐在するための管理棟日直室を貸与する。日直室に備え付けの暖房器具等は使用することができ、必要な管理棟の光熱水等は委託者が支給する。
- (2) 節電、節水等を心がけること。
- (3) 被服及び巡回用の懐中電灯が必要な場合は受託者が用意すること。
- (4) この仕様書に記載のない事項等、疑義がある場合は、委託者と協議すること。
- (5) 受託者は委託業務を完了したときは、月ごとに翌月 10 日までに委託者に対して委託業務完了報告書を提出すること。